

○佐藤 清志 氏（平成 15 年、長女（当時 6 歳）を交通事故で失う）

[要旨]

事件の概要

平成 15 年 5 月 24 日、当時 6 歳（幼稚園年長）の長女菜緒が、母親と自転車で連なって国道 1 号線の横断歩道を青信号で横断しているところを、同じく青信号で左折してきた 10 トンの大型ダンプに轢かれました。頭蓋骨も潰される即死状態でした。娘には申し訳ないのですが、歯茎が飛び出し、オオカミのような形相をした遺体となっていました。一瞬にして、大惨事、理不尽な亡くなり方をしました。妻は自転車の前の子供席に 2 歳前の長男を乗せていたので、長男も一緒にその事件現場に出くわしたことになります。

加害者は娘を轢いた後、「何かを踏んだけど、人とは思わなかった」という供述をしています、左折した後ノロノロと走り去り 100 メートルほど行ったところで、たまたま騒ぎを聞きつけた方により制止され、ようやく止まったということです。私たちは、ひき逃げ、救護義務違反に当たるのではないかと警察、検察に訴えたのですが、ひき逃げは本人が逃げるとい意思がしっかりと示せないで立件できない故意犯に当たるということで、「人だと思わなかった」という供述が通り、ひき逃げの罪に問うことはできませんでした。

結局、娘の事件は、当時の業務上過失致死罪と、加害者が 2 か月前に起こしていた玉突き事件による業務上過失傷害罪の 2 つを合わせた裁判にかけられました。そして加害者は、禁固 2 年 6 か月の刑に処せられ、既に出所しています。

私たちは、これだけ悪質性が感じられるドライバーに対して、罪名が危険運転致死傷罪でもなく業務上過失致死罪、過失罪としてしか裁けなかったことに、本当に悔しい思いでいっぱいでした。そういう意味もあり、私は娘に関し、交通「事故」という言葉は使わないようにしています。その悪質性をしっかりと示し、加害者自身もそれに気が付くようにとの意味を込めて、交通「事件」、交通「犯罪」という言葉を使っています。「事故」という言葉自体に、交通遺族はすごく違和感を覚えます。

事件後の状況

妻は事件当時、妊娠していて既に臨月でしたので、お腹にいる子どもの状態も心配でした。事件の 2 週間後、その次男が生まれましたが、事件のショックのせいで、それまで 2 人の子どもが生まれた時にあったような心から沸き上がる喜びを、私は全く感じるできませんでした。ただ、ほっとした思いしかなかったのを覚えています。

事件に立ち会ってしまった長男は、その当時、事件現場や家の中で、ふと「お姉ちゃんがいる」とつぶやくことがありました。本当か嘘かは分からないのですが、私たちは、まだ物心もついていないような子どもがそんなことを言っていることに対して、複雑な思いを持っていました。事件から 15 年が経ち、長男は小学校、中学校と進学していく中で、今では記憶の中には無いようですが、ただ、そ

れがどのような形で心の中に残っているのか、また今後どのような形で出てくるのか、心配な思いがあります。事件により突然一番上の立場になった長男、また事件の2週間後に生まれた次男には、それぞれ一般家庭ではありえない状況の下で生活をさせてしまったと思います。

娘は、顔を潰され誰にも見せられないような状態で亡くなりました。本当に、誰にも見せることはできませんでした。当時からアパート住まいだったため、病院から運ばれてきた娘の棺を住んでいた2階まで持って上がるのが難しい状況もあり、病院の霊安室から直接、葬儀場に送りました。病院から葬儀場までは、遠回りになるのですが、自宅の前と娘が通っていた幼稚園の前を通ってもらいました。幼稚園の前を通った時、当時の園長先生や園児、お母様方が待っていて手を合わせて送ってくださいました。そのことを、すごく有り難いと思っています。卒園式でも、別席で、通し番号のない修了証書を頂きました。そのような優しい思いを持って対応していただいた幼稚園なのですが、妻は、娘の思い出のあるその幼稚園に長男を入れることがどうしてもできず、別の幼稚園に入園させました。

長男が小学校に入った時、娘が幼稚園にいた時の園長先生がその小学校の校長先生もしていたため、校長先生が私たちのことをよく知ってくださっていました。それだけでも、私たち家族にとってみれば、学校に入れることについてすごく安心できる思いでした。見えない気遣いも、校長先生にはしていただいたのではないかと思います。

相談機関・被害者支援について

事件後のさまざまな手続きには、本当に大変な思いをさせられました。何をしていたのか、どんな支援を受けられるのかも全く分からない手探り状態で、娘の死亡届などさまざまな手続きをしました。警察からもらった「被害者の手引き」には、今後の刑事手続きの流れや被害者遺族への支援制度などについて書かれていたのですが、私たちは当時、全く何も頭に入らない状態で、手引きをもらっても何も意味のないものになっていたような気がします。

さまざまな情報提供が、被害者遺族の回復に向けてすごく重要な位置を占めると思います。ぜひ行政には、被害者遺族が早期の段階で情報提供を受けることができる体制を考えていただきたいと思います。行政の対応の中で、まず戸籍が削除される、児童手当の減額通知がいきなり送られてくる、といったことにより、被害者遺族は改めて娘を失ったことを知らしめられ大きなショックを受けます。このような対応についても、何かワンクッションでも、通知の前に一言説明などあれば、多少でもショックも小さくて済んだかもしれません。そのようなきめ細やかな支援を望みます。

私は、公益社団法人被害者支援都民センターにお世話になっています。私が被害者支援に関わることができたのは、裁判が終わってからでした。被害者の手引きなどで支援機関等の情報提供はされているのですが、当時の私には、そういったところに結びつく思いつきも気力もありませんでした。たまたま、裁判を傍聴し合っていた仲間の中に支援センターに関わっている方がいらして、そのご縁で

ようやく支援センターに関わることができました。そして15年経つ今でも、被害者遺族の集う自助グループに参加させていただいています。

本当は、被害直後の早い段階で支援センターに関わり、警察への対応や裁判の対応に付き添っていただけるということが、理想的だと思います。私は、裁判が終わった後でも自助グループにめぐり合えて、今そこで、途切れのない継続的な支援を受けています。これが、私にとって本当に心の支えとなっていますし、いろいろなところに一步踏み出す力をつけてくれたと思っています。早期であればあるほど良いのですが、そうでなくても、苦しみながら自分の中にこもっている被害者が、支援に結びつくことができるような情報提供や制度を望みます。

家族を亡くした子どもやその親に必要な支援

被害者は、行政等の手続きに関して、内容に応じて各部署を回り、指導を受け、時にはたらい回しにされてしまうこともあります。行政の中に、被害者支援への理解がしっかりと根付いていれば、行政間の連携によりさまざまな情報提供を受けることができ、いろいろな支援をワンストップで受けることができると思います。また、それに付き添っていただけるような方がいれば、私たちは本当に心強く手続きを済ますことができると思います。どの地域であっても、被害当事者が走り回らなくてはならないような煩わしさをなくすための制度、条例等を作る必要があると考えます。

学校においては、不用意な言動や対応によって苦しめられる遺族、子どもがないよう、遺族の心情に寄り添うなどの犯罪被害に対する理解を求めます。娘の事件の2年後に、幼稚園のクラスメイトだった当時2年生の男の子が青信号横断中に交通被害で亡くなりました。亡くなった男の子の家族は、学校での対応に嫌な思いをする経験をし、入学する予定だった妹を他の私立学校に入れたそうです。例えば、被害直後の朝礼などで、「こういったことがあったから皆さんは気をつけてください」と注意啓発を促された時に、被害者遺族のきょうだいがそこにいたとすると、自分のきょうだい何か悪かったと言われているような気分させられてしまうのではないかと思います。学校関係の方には、きめ細かな配慮をぜひともお願いしたいと思います。

医療関係、葬儀関係など普段から死傷に関わる職場、そして警察においては、人の死を一色端にすることのない、犯罪被害遺族特有のそれぞれに適した配慮をしていただきたいと思います。そのためにも、行政に条例がしっかりと存在し、それを基に連携や理解へつながっていくような体制が全国的にできることを願います。

突然家族を失った子ども、特にきょうだいを亡くした就学児以上の年代では、自分の悲しみもあるのに、「お父さん、お母さんを支えて」「あなたがしっかりしないとダメ」などと言われ、自分の悲しみや苦しみを吐き出すことができないということがようやく問題視されるようになりましたが、一方で、まだ物心のついていない未就学の子どもへの影響はあまり語られていません。

親の方が、遺された子どもを楽しいところに連れて行ったり、一緒に行事に参加したりすることが

できなくなるにより、まだ物心のついていないような子どもたちが、普通の家庭の暮らしや体験ができない中で成長していかなくてはならなくなります。それを考えると、やはり親の支援をしっかりとする事で、それが子どもの支援にもつながっていくのだということを理解する必要があると思います。

NASVA(独立行政法人自動車事故対策機構)には友の会があり、さまざまな行事やスポーツ観戦、演劇観賞に子どもたちとその家族を招待していると聞いています。警視庁では、家族を失った犯罪被害者遺児とその家族を対象に、スポーツ観戦やコンサートに招待するという事を行っています。被害者遺族は、子どもを失ってしまうと、そういうところで楽しむこと自体が申し訳ないという思いを持ってしまいます。しかし、同じような境遇の方が集まり寄り添って参加できる場を作っていただくことで、一歩踏み出すことができるのです。私もこの警視庁のイベントで、たくさんそのような家族に出会いました。このように、親も一歩踏み出せて、それによって小さな子どもたちが一緒に喜ぶ場を提供できるような取組を、警察庁など行政をはじめ、NASVAとの連携も含め、どこに住んでいても同じ支援が受け取れるよう、全国的に展開していただきたいと思います。